



# 鳥取県公報

平成 29 年 10 月 10 日(火)  
第 8 9 4 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (645) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (646) (東部福祉保健事務所) . . . . . 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (647) (〃) . . . . . 2
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (648) (〃) . . . . . 2
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (28) (教育総務課) . . . . . 3
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (29) (特別支援教育課) . . . . . 3
	鳥取県指定保護文化財の指定 (30) (文化財課) . . . . . 3
	鳥取県指定名勝の指定 (31) (〃) . . . . . 4
	鳥取県指定天然記念物の指定 (32) (〃) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	変 更 年 月 日
彦名レディスライフクリニック	米子市彦名町2856-3	平成29年8月1日

## 鳥取県告示第646号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 トマトの会	ヘルパーステー ショントマト とっとり	鳥取市千代水四 丁目68	平成29年9月29 日	平成29年9月30 日	訪問介護

## 鳥取県告示第647号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年10月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 トマトの会	ヘルパーステー ショントマト とっとり	鳥取市千代水四 丁目68	平成29年9月29 日	平成29年9月30 日	介護予防訪問介 護

## 鳥取県告示第648号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行って	障害福祉サー ビスの種類	廃止年月日

		ていた事業所の名称	た事業所の所在地		
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄 町北条島366 - 7	ヘルパーステーショ ントマトとっとり	鳥取市千代水四丁目 68	居宅介護、重 度訪問介護、 同行援護	平成29年 9 月30日

## 教 育 委 員 会 告 示

### 鳥取県教育委員会告示第28号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成29年10月10日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成29年10月13日（金）午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 委員長の選出について
  - (2) その他

### 鳥取県教育委員会告示第29号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
手話言語条例学習教材作成委員会	手話学習教材の作成に係る内容の検討に関する事項	平成29年10月10日から 平成30年3月31日まで	特別支援教育課
児童生徒の学びの場に係るシステム検討委員会	特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における就学や入退級の際の効率的かつ適切なシステムづくりの検討に関する事項	”	”

### 鳥取県教育委員会告示第30号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

#### 絵画の部

名称	員数	所在の場所
池田恒興像（狩野尚信筆）	1点	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

#### 古文書の部

名称	員数	所在の場所
理性院等相承血脈次第（紙背後亀山上皇院宣案）	1点	鳥取市上町88 鳥取市歴史博物館
上田家文書	3点	鳥取市西町 鳥取市上町88 鳥取市歴史博物館

**鳥取県教育委員会告示第31号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定名勝の指定をしたので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	所在地又は地域
興禅寺庭園	鳥取市栗谷町のうち実測23,161平方メートル

**鳥取県教育委員会告示第32号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をしたので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成29年10月10日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名称	所在地又は地域
多里層ノジュール列	日南町新屋のうち実測25平方メートル